

1926 年労働組合法

(翻訳：香川孝三 神戸大学名誉教授・大阪女学院大学名誉教授)

第 1 章

総則

第 1 条 (略称、適用範囲および施行期日)

- (1) 本法は 1926 年労働組合法と称する。
- (2) 本法はインド全域に適用になる。
- (3) 本法は中央政府が官報の告示により指定する日に効力が生じる。

第 2 条 定義

本法において、「所管の政府」とは、その対象が 1 州に限定されない労働組合の場合は中央政府、その他の労働組合の場合は州政府をいい、目的や文脈に反しない限り、以下のよう

- に定義する。
- (a) 「執行部」とは、名称のいかんを問わず、労働組合の運営を委託されている機関をいう。
 - (b) 「役員」とは、労働組合の場合にはその執行部の構成員をいい、会計監査人は含まない。
 - (c) 「定める」とは、本法に基づき制定される規則をいう。
 - (d) 「登録事務所」とは、本法により主たる事務所として登録される労働組合の事務所をいう。
 - (e) 「登録労働組合」とは、本法により登録される労働組合をいう。
 - (f) 「登録官」とは、
 - (i) 第 3 条によって所管の政府が任命する労働組合の登録官をいい、労働組合の特別登録官または副登録官を含む。
 - (ii) 労働組合の主たる事務所または登録事務所が設置されている州の登録官をいう。
 - (g) 「労働争議」とは、雇用、雇用以外の条件、または雇用条件や労働条件に関する労使間、労働者相互間または使用者相互間の紛争をいい、「労働者」とは、労働争議は発生している使用者に雇用されているかどうかにかかわらず、商業または産業に雇用されている者をいう。
 - (h) 「労働組合」とは、一時的であると永続的であるとを問わず、労使間、または労働者相互間、または使用者相互間の関係を規律すること、取引または業務上の行為に制限的条件を課すことを主たる目的として結成される団体をいい、2 またはそれ以上の労働組合の連合会を含む。ただし、本法は以下の協定には効力を及ぼさない。
 - (i) 取引に関する仲間の間の協定
 - (ii) 使用者とその使用者に雇用される者との間の協定

(iii) 事業上の暖簾の売買や、職業、取引または手工業における指示についての協定

第2章 労働組合の登録

第3条 登録官の任命

- (1) 所管の政府は州ごとに労働組合の登録官を1名任命する。
- (2) 所管の政府は、登録官の監督と指示のもとで権限を行使するために必要と判断したときは、特別登録官や副登録官を任命し、それぞれの権限を有する地域割りを命令によっておこなうことができる。
- (3) (2) 項にもとづく命令によって特別登録官や副登録官が労働組合に登録事務所の所在する地域で登録官の権限と機能を用いかつ行使する場合には、その特別登録官や副登録官は、本法の目的のために労働組合の登録官とみなす。

第4条 登録の様式

- (1) 労働組合の7名またはそれ以上の者は、組合同約に名前を署名し、登録についての本法の規定にしたがって、労働組合の登録申請をおこなうことができる。ただし、登録申請時に事業所または産業に従事または雇用されている者が10%以上か100名のいずれか低い数字を満たさない場合は、労働者の組合は登録されない。さらに、申請時に事業所または産業に従事または雇用されている労働者が7名以上でない場合、労働者の組合は登録されない。
- (2) (1) 項にもとづき労働組合の登録申請がなされたとき、登録申請後に、登録される前に登録申請した全組合員の過半数を超えない組合員が組合員を脱退したことを登録官に通知したという事実だけでは、その申請は無効とはならない。

第5条 登録の申請

- (1) 労働組合登録の申請は登録官になされ、組合同約の写し1通と以下の事項が添付されなければならない。
 - (a) 申請組合員の氏名、職業および住所
 - (aa) 労働者の組合の場合、申請する組合員の氏名、職業、仕事場の住所
 - (b) 労働組合の名称およびその主たる事務所の住所
 - (c) 労働組合の役員の役職名、氏名、年齢、住所および職業
- (2) 労働組合が登録申請の前に1年以上存在していた場合、様式によって書かれた労働組合の財産および負債と、その明細書を申請とともに登録官に提出しなければならない。

第6条 労働組合同約の記載事項

労働組合は、本法に基づいて執行委員会が構成され、かつ、その規約には以下の事項が記載されていなければ、登録することができない。

- (a) 労働組合の名称
- (b) 労働組合設立の目的
- (c) 労働組合の一般的基金の使用目的のすべて、その目的は本法によって合法的に使用できるものでなければならない。
- (d) 労働組合員の名簿の保管と組合役員、一般組合員による閲覧への便宜の提供
- (e) 労働組合に関係のある産業に実際に従事し、または雇用されている一般組合員の加入、執行委員会を構成するために第22条によって求められる条件を持つ名誉会員や臨時組合員の加入
- (ee) 組合員の会費は以下の定める最低額以上でなければならない。
 - (i) 農業労働者の場合、月10ルピー
 - (ii) その他の非組織部門の労働者の場合、月13ルピー
 - (iii) それ以外の労働者の場合、20ルピー
- (f) 組合員が規約によって保障される便宜を受ける条件および組合員に課せられる罰金および権利喪失の条件
- (g) 規約の改正、変更または廃止の方法
- (h) 執行委員やその他の組合役員の任免の方法
- (hh) 執行委員やその他の組合役員の3年を超えない選出期間
- (i) 労働組合基金の安全な管理、別に定める方法による年1回の会計監査ならびに労働組合役員および組合員による会計帳場閲覧のための便宜の提供
- (j) 労働組合の解散方法

第7条 追加事項および名称変更を要求する権限

- (1) 登録官は、申請が第5条の規定に適合している、または労働組合が第6条に基づき登録資格を有することを確認するために追加の情報を求めることができる。さらにその情報が提出されるまで、労働組合の登録を拒否できる。
- (2) 登録申請をした労働組合の名称が、すでに登録した別の労働組合の名称と同じである場合、または名称が類似して公衆または労働組合の組合員をまどわすと登録官が認める場合、登録官は申請者に対して申請書に記載している労働組合の名称を変更するよう要求し、さらにその変更がなされるまで登録を拒否するものとする。

第8条 登録

登録官は、労働組合が登録に関する本法の要件に適合していることを確認すると直ちに、登録申請に添付されている文書に含まれる労働組合に関する事項が別に定める様式で保管される登録簿に記入することにより、労働組合を登録する。

第9条 登録の照明

登録官は、第8条により労働組合を登録すると、別に定める様式で、その労働組合が本法にもとづき適法に登録されたことの決定的証拠となる登録証明書を交付する。

第9A条 労働組合員についての最低要件

登録労働組合はそれが関係する事業所または産業に従事し、または雇用されている最低 7 名または 10%以上または 100 名以上のどちらか低い数の組合員を常時維持していなければならない。

第 10 条 登録の取消

労働組合登録証明は、以下の場合に登録官によって撤回または取り消される。

- (a) 別に定める方法で真実であると確認できる労働組合の申請があること
 - (b) 登録官が、詐欺または錯誤によって署名が交付されたこと、または労働組合が消滅していること、または登録官による警告後も本法の規定に違反していること、または規定に違反する規約の効力を引き続き認めていること、または第 6 条により要求される事項を規定する規約を廃止したことを確認したこと
 - (c) 登録官が、登録労働組合の最低組合員数を満たしていないことを確認したこと
- ただし、登録官は、証明の撤回または取消をおこなう時、組合の申請に基づく場合を除く

て、証明の撤回または取消をおこなう理由を記載した文書を、少なくとも 2 か月前に当該労働組合に通知しなければならない。

第 11 条 控訴

- (1) 登録官による労働組合登録の拒否または登録証明の撤回または取消を受けた者は、別に定める期間内に、次の裁判所に控訴することができる。
 - (a) 労働組合の主たる事務所が管区都市にあるときは、高等裁判所
 - (aa) 主たる事務所が、労働裁判所または産業審判所の管轄にあるときは、その労働裁判所または産業審判所
 - (b) 主たる事務所がそれ以外の場所にあるときは、所管の政府が指定できる第一審裁判権を有する民事裁判所の陪審判事または副判事で構成される裁判所より、上級の裁判所
- (2) 控訴裁判所は、控訴を却下、または登録官の労働組合登録および第 9 条にもとづく登録署名の交付を命じること、または証明の撤回または取消を命じることができる。登録官はその命令に従わなければならない。
- (3) 1 項の控訴のために、控訴裁判所は、できるかぎり 1908 年民事訴訟法に基づく訴訟を審理するのと同じ手続に従い、さらに同じ権限を有するものとし、さらに控訴費用の全部または一部を支払うべき者を指定できる。その費用は、同法に基づく訴訟で認められると同じ方式で回収されるものとする。
- (4) 1 項 b 号によって指定された裁判所によって控訴却下がなされたとき、それに不服な者は高等裁判所に上告する。高等裁判所は、その上告のために、2 項または 3 項により控訴裁判所の有する権限をすべて持ち、これらの項の規定が適用される。

第 12 条 登録事務所

登録組合に対する通信および通知はすべて、その登録事務所あてにおこなうことができる。

主たる事務所の住所変更は変更の日から 14 日以内に書面で登録官に対してなされなければならないし、変更された住所は第 8 条に定める登録簿に記載されるものとする。

第 13 条 登録組合の法人格

すべての労働組合は登録された名称をもつ法人であり、かつ継続的存在となり、動産および不動産を取得し管理する権限および契約を締結する権限を有する法人の印を有し、さらにその名において訴訟を提起しまたは提起されるものとする。

第 14 条 登録組合に適用されない法律

以下に掲げる法律は、登録組合に適用せず、これらの法律に基づく労働組合の登録は無効とする。

- (a) 1860 年結社登録法
- (b) 1912 年協同組合法
- (c) 1956 年会社法

第 3 章

登録組合の権利義務

第 15 条 一般基金の使用目的

登録組合の一般基金は、以下に定める目的以外に使用してはならない。

- (a) 労働組合役員の給料、手当および経費の支払
- (b) 労働組合の一般基金帳簿の監査を含む労働組合運営のための費用の支払
- (c) 労働組合の権利の確保や保護のため、または組合員と使用者との関係から生じる権利の確保や保護のために、または組合員が第三者との間の関係で生じる権利の確保と保護のために、労働組合や組合員が一方当事者となる訴訟手続における訴訟提起や抗弁のための支払
- (d) 労働組合または組合員のための労働争議の実施
- (e) 労働争議から生じる組合員の損失の補てん
- (f) 組合員の死亡、老齢、疾病、災害または失業を理由とする組合員および扶養家族の手当
- (g) 組合員の生活保障または疾病、災害または失業に対する組合員の保護対策に基づく義務の履行またはその保証
- (h) 組合員およびその扶養家族に対する教育的、社会的または宗教的便宜の提供（死亡した組合員の葬儀または宗教的儀式の費用の支払を含む）
- (i) 使用者または労働者に影響を及ぼす問題を主として議論する目的のための定期刊行物の出版
- (j) 労働組合の一般的基金の使用目的を促進させるために、一般的に労働者に利益供与を意図する目的に対する寄付の支払。ただし、会計年度における寄付の支払は、当該年度内のいかなる時点においても、労働組合の一般基金の収入総額と当該年

度開始時における一般基金の預金の残額の総額と4分の1を超えてはならない。

- (k) 公示に含まれる条件に従うことを条件として、所管の政府が官報で公示するその他の目的

第16条 政治的目的のための別の基金の設立

(1) 登録組合は、別個に徴収した拠出金や寄付によって別の基金を設立することができる。その基金から第2項に定める目的を促進し、組合員の市民的及び政治的利益を向上させるために支出することができる。

(2) 第1項にいう目的とは以下のものをいう。

- (a) 憲法または地方自治体により設立された立法機関の構成員の選挙の立候補者または将来の立候補者に対して、選挙前、選挙中または選挙後に直接または間接に負担した費用の支払
- (b) 候補者または将来の候補者となる者を支援するための集会の開催、または印刷物または文書の印刷
- (c) 憲法または地方自治体によって設立された立法機関の構成員への支援
- (d) 選挙人の登録、または憲法または地方自治体により設立された立法機関の候補者の選定
- (e) 各種の政治的集会の開催または各種の政治的印刷物または政治的文書の配布

(2A) ジャンムおよびカシミール州に適用する場合には、第2項により設立された立法機関という用語は、当該州の立法府を含むものとする。

(3) 組合員は、第1項により設立された基金への拠金を強制されず、その基金に拠金をしない者は、その基金に拠金しないという理由で労働組合からの利益を拒否されず、または、(その基金の管理運営に関する時をのぞき) 労働組合の他の組合員と比較して、直接的または間接的にも、無資格または不利益な地位に置かれることはない。さらにその基金への拠金が労働組合加入の条件とされてはならない。

第17条 労働争議における刑事共謀

労働組合の役員または組合員は、第15条に定める労働組合の目的促進のために組合員間で締結される協定について、その協定が法律上の罪を犯さないかぎり、インド刑法典第120-B条第2項により処罰されないものとする。

第18条 一定の場合における民事訴訟の免除

- (1) 登録組合またはその役員または組合員は、その労働組合の組合員が一方当事者である労働争議の計画、またはそれを促進するための行為について、その行為が他の者の雇用契約違反を誘致し、または取引、営業または他の者の雇用に干渉し、または他の者の資本または労働を自由に処分する権利に干渉するという理由のみによって、民事裁判所に訴訟を提起され、またはその他の訴訟手続が維持されない。
- (2) 登録組合は、その代理人による労働争議の計画または促進にあたってなされた不法行為に関して、その者が労働組合執行部の了解なく、または執行部の明確な指示に

反してなされたことが立証された場合、民事裁判所における訴訟、またはその他の訴訟手続において、責任を負わない。

第 19 条 協定の強行性

登録組合の組合員間の協定は、その時に有効なその他の法律の規定があっても、その協定の目的が取引制限にあるという事実のみで無効となることはない。ただし、本条の規定は、労働組合の組合員が商品を買ったり売らなかつたり、業務を処理したり処理しなかつたり、働いたり働かなかつたり、雇用されたり雇用されなかつたりという条件に関する協定違反に対する損害賠償を強制したり、損害を回復する明確な目的のための法的手続を民事裁判所が受理することを認めない。

第 20 条 労働組合の帳簿閲覧権

登録組合の会計帳簿および組合員名簿は、組合規約に定められる時期に労働組合役員および組合員の閲覧されなければならない。

第 21 条 未成年者の組合員になる権利

15 歳に達した者は、労働組合規約に反対の定めがないかぎり、登録組合の組合員になることができ、さらに規約にもとづき組合員おこなうすべての権利を享受し、かつすべての書類に署名をし、すべての領収書を発行することができる。

第 21-A 条 組合役員の資格剥奪

- (1) 以下の者は、登録組合の執行部の構成員またはその他の役員になり、または選出される資格を有しない。
 - (i) 18 歳に達しない者
 - (ii) 道徳的に下劣な行為を含む犯罪で禁固刑の有罪判決を受けて、釈放後 5 か月を経過していない者
- (2) 1964 年労働組合（修正）法施行以前に道徳的に下劣な行為を含む犯罪で禁固刑の有罪判決を受けた登録組合執行部の構成員またはその他の役員は、その施行日以前に釈放後 5 か月が経過しない限り、その施行日にその構成員または役員をやめたものとする。
- (3) ジャンムおよびカシミール州に適用する場合、第 2 項にいう 1964 年労働組合（修正）法の施行という用語は、その州に本法が施行されることとする。

第 22 条 産業に関係する役員の割合

- (1) 非組織部門のすべての登録組合役員の過半数以上は、当該組合が関係する産業に実際に従事または雇用されていなければならない。ただし、所管の政府が、特別命令または一般命令で、本条の規定を命令で特定する労働組合やある種類の労働組合に適用しないと宣言することができる。

説明：本条のために、非組織部門とは所管の政府が官報の告示によって特定する部門をいう。

- (2) 第 1 項に別の定めがないかぎり、すべての登録組合役員のうち、全役員の 3 分の 1

または5名のうち少ない数の者は、組合が関係する事業所または産業に実際に従事しまたは雇用されていなければならない。

説明：本条のために、退職したり、人員整理された従業員は、組合で仕事をする部外者とは扱われない。

- (3) 連邦または州において省の審議会の委員または組合が関係する事業所や産業に従事または雇用されていない者でも、それに利害を有する職務についている者は、登録組合の施行部の委員やその他の役員となれる。

第23条 名称の変更

いかなる登録組合も、組合員の3分の2以上の賛成および第25条の規定によって名称を変更することができる。

第24条 組合の合併

2またはそれ以上の登録組合は、組合の解散決議の有無にかかわらず、基金の分配にかかわらず、1つの組合に合併することができる。ただし、投票権を有する組合員のすくなくとも過半数が投票し、その投票者のすくなくとも60%が賛成しなければならない。

第25条 名称変更と合併の通知

- (1) 名称変更の場合には名称を変更しようとする労働組合の書記および7名の組合員が、合併の場合にはそれぞれの労働組合の書記および7名の組合員が、書面に署名して登録官に送付しなければならない。合併した労働組合の主たる事務所が別の州にあるときは、その州の登録官に送付しなければならない。
- (2) 申請された名称がすでに登録された別の組合の名称と同じである場合、またはその名称が類似して公衆または双方の労働組合の組合員を惑わすおそれがあると登録官が判断するときは、登録官はその名称変更の登録を拒否しなければならない。
- (3) 第2項に規定する場合を除き、登録官は、名刺変更が本法の規定に適合していると確認する場合、第8条に定める登録簿に名称変更を記載するものとする。その名称変更は登録日から効力を生じるものとする。
- (4) 合併した労働組合の主たる事務所が存在する州の登録官は、合併が本法の規定に適合しており、かつその結成された労働組合が第6条により登録資格をもっていることを確認した場合は、第8条で定める様式で労働組合を登録しなければならない。その合併はその登録日から効力を生じるものとする。

第26条 名称変更および合併の効力

- (1) 登録組合の名称変更は、労働組合の権利および義務に影響を及ぼさず、当該労働組合からの訴訟やこれに対する訴訟の手續に瑕疵あるものとはしない。さらに従前の名称のもとに当該労働組合からの訴訟やこれに対してする継続または開始する訴訟の手續は、新しい名称のもとに当該労働組合からの訴訟またはこれに対して継続または開始されたものとする。
- (2) 2以上の労働組合の合併は、当該労働組合またはその組合に対する債権者の権利に

影響を及ぼさない。

第 27 条 解散

- (1) 登録組合が解散するとき、労働組合の 7 人の組合員および書記の署名した解散の士を解散の日から 14 日以内に登録官に送付しなければならない。さらに登録官は、その解散が組合同約に従っておこなわれたと確認するときは、そのことを登録しなければならない。その解散は登録日から効力が生じる。
- (2) 登録組合の解散が登録され、組合同約が解散による組合基金の分配についての規定がない場合、登録官は別に定める方法によって基金を組合員に分配することができる。

第 28 条 報告書

- (1) 登録組合は、別に定める日から 12 月 31 日までの年間の収支、さらに 12 月 31 日から現在までの労働組合の資産および負債に関して別に定める方法で会計監査を受けた一般会計報告書を、別に定める日またはその日以前に登録官に毎年送付しなければならない。その報告には、別に定める様式で作成され、かつ別に定める事項をも含むものとする。
- (2) 一般会計報告とともに、その一般会計報告が対象とする年間の途中で労働組合役員の変更は書面でもって登録官に、変更された組合同約の写し 1 通を添付して送付しなければならない。
- (3) 登録組合の規約変更の写し 1 通は、その変更の日から 15 日以内に登録官に送付されなければならない。
- (4) 第 1 項、第 2 項、第 3 項に定める記録を調査する目的のために、登録官または登録官から委任を受けた者は、一般命令または特別命令によって、合理的時間内に登録された事務所労働組合登録証明、会計帳簿、登録簿およびその他の記録を検閲することができる。または登録官が指定する場所にそれらを提出することを要求することができる。ただし、その場所は労働組合の登録された事務所から 10 マイル以上離れてはならない。

第 4 章

規則

第 29 条 規則制定権

- (1) 所管の政府は、本法の規定を施行するために規則を制定することができる。
- (2) 前項の一般的権限を侵害しない範囲で、その規則は以下の事項のすべてまたは一部を定めることができる。
 - (a) 労働組合やその規約登録の方法や登録のための手数料
 - (b) 登録組合がその主たる事務所をある州から他の州に変更したときの登録の変更

- (c) 登録組合の会計簿の監査方法や監査できる資格者
 - (d) 登録官が保管する記録の閲覧の認められるべき条件および閲覧に要する手数料
 - (e) 別に定めるべき事項または定めることができる事項
- (3) 第 22 条第 1 項にもとづく中央政府のあらゆる告示および規則は、制定されてからできるかぎり早い段階で両議会に付託されなければならない。1 会期中または 2 以上の会期中に 30 日以上の日数がある場合、その会期終了前に両議会が告示または規則の修正に同意した場合、それが効力を有し、修正に同意しない場合、効力がなくなる。ただし、その修正や効力は、すでに先の修正や規則でなされた行為の有効性はそのまま認められるものとする。
- (4) 第 22 条第 1 項にもとづく州政府のすべての告示およびすべての規則は、できる限りすみやかに州議会に付託されなければならない。

第 5 章 罰則と手続

第 31 条 報告書の不提出

- (1) すべての登録組合が、本法の規定により求められる予告や記録の不提出を行う場合、すべての組合役員または組規約によってその任務を担う者は、5 ルピーまでの罰金に処せられる。その違反が継続する場合、違反が継続する 1 週間ごとに 5 ルピーが加算される。ただし罰金の総額は 50 ルピーを超えることはできない。
- (2) 第 28 条によって求められる一般会計報告、または登録官に送付される規約またはその変更の写しに故意に虚偽の記入をし、または省略をした場合、500 ルピーまでの罰金に処せられる。

第 32 条 労働組合に関する虚偽の報告提出

詐欺の意思をもって、登録組合の組合員またはその労働組合の組合員となる意思のある者または加入申し込みをする者に対して、そのとき効力のある規約またはその変更が正確な写しでないことを知りながら、またはそう信じる根拠を持ちながら、組規約やその変更の写しを提供する者、または同様な意思をもって、未登録組合の規約の写しを登録組合の写しであるとして提供した者は 200 ルピーまでの罰金に処せられる。

第 33 条 違反の審査

- (1) 管区の治安判事または第 1 級治安判事で構成される裁判所より下位の裁判所は、本法にもとづく違反を審理してはならない。
- (2) 裁判所は、登録官によって申し立てられないかぎり、または登録官の事前の承諾のもとに申し立てられない場合、第 32 条違反のときには写しを与えられた者が違反の日から 6 か月以内に申し立てられない場合には、違反を審理してはならない。